加入光ファイバ接続料 算定方法の見直しについて

平成27年6月16日 ソフトバンクモバイル株式会社

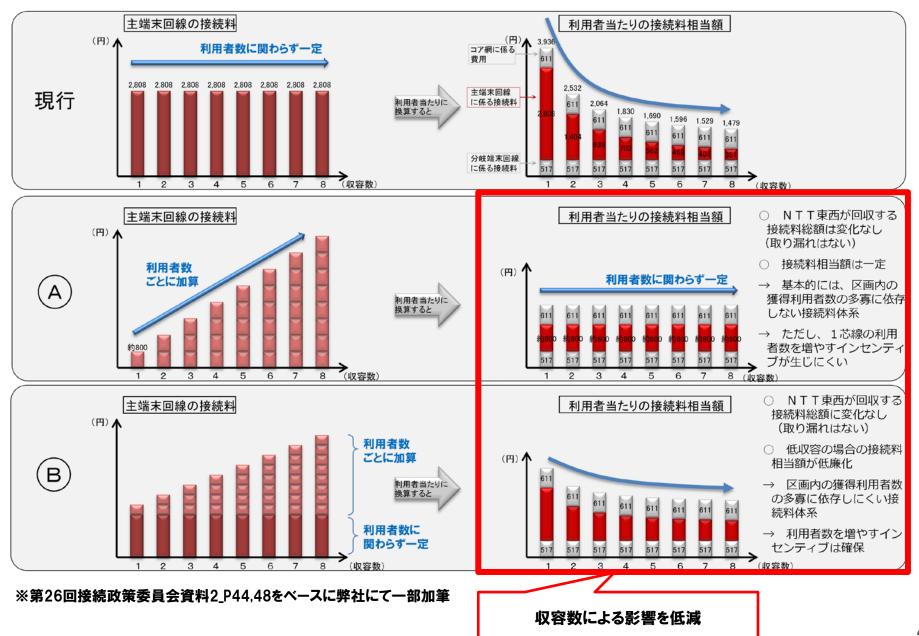
1. 基本的な考え方

- 接続政策委員会においては、第二次答申後の取組に関する評価、FTTHサービス契約者数の伸び悩み、「サービス卸」の提供開始、接続料の上昇等の状況を踏まえ、追加の競争政策が必要か、という観点から議論が行われてきました
- これまでの議論の中で、競争活性化を通じた芯線利用率向上、 及び既存サービスとは違うイノベーティブな新サービス創出の ために接続料体系の見直しによる新規参入促進が必要、とい う方向性は確認されたものと理解しています
- 従って、弊社としては、公正な競争を促進する観点から、具体 的な接続料体系の見直しについて、結論を早急に得て頂きま すよう、要望いたします

2. 接続料体系の見直しについて

- 芯線利用率向上、新規参入促進のため、本質的な対応とされていた光配線区画の拡大を代替する競争政策として接続料体系の見直しが必要
- NTT東西殿提案の減価償却方法の見直し等は、競争阻害要因解消のための接続料体系見直しとは全く異なる議論
- 光配線区画の見直し等の第二次答申後の取組は全く効果を上げていない。 接続事業者が収容率向上を図ることが困難な状況に変化はなく、NTT東西 殿と対等に競争できる環境は実現されていない
- 2014年12月18日情報通信審議会答申においても、「事業者間の競争を促進することによってFTTHサービスの更なる高度化・多様化を図り、伸び悩む利用率の向上につなげることが必要」と指摘があり、接続政策委員会において接続料の算定方法の在り方を含めた議論が行われてきたものと理解
- 競争阻害要因を解消し、「接続」による新規参入を容易にするためには、公正性・適正性の観点から、NTT東西殿の設定した光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しにくい接続料金体系(図1)への見直しが必要

(図1)接続料金体系の見直し_{事業者提案A・B}



3. NTT東西殿減価償却方法等見直しについて

- NTT東西殿提案の減価償却方法見直しは、そもそも<mark>償却期間全体としての償却額が減少するものではなく、また実施が確約されたものではない</mark>
- NTT東西殿が自ら試算された効果に期待して、競争阻害要因解 消のための接続料体系の見直しの議論を見送ることには反対
- 減価償却は資産の償却可能価額を耐用年数にわたって規則的に配分するものであり、定率法から定額法へ変更しても、償却期間内の償却価格が変わるものではなく、 後年度に負担を先送りするものに過ぎない
- NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しについては、公正な競争促進の観点からの接続料体系の見直しとは全く別の問題であるとともに、NTT東西殿の提案する減価償却方法の見直しやコスト削減の見通しは、NTT東西殿資料(5月26日接続政策委員会資料2)においても、「IFRSの導入の検討に着手」、「定額法への見直しを検討」や「コストを削減していく考え」等、何ら実施が確約されているものではない
- NTT東西殿が自ら試算された効果に期待して、競争阻害要因解消のための接続料 体系の見直しの議論を見送るべきではない

4. NTT東西殿「サービス卸」について

- ●「サービス卸」は再販に過ぎず、NTTフレッツと同スペックであり、 多様な競争やイノベーションは実現されない
- ●「サービス卸」のみが促進されれば、NTTフレッツの独占が進むとともに、NTT東西殿のみの芯線収容率が向上し、接続事業者との収容率格差が拡大する
- 「サービス卸」については、これまでも接続事業者が一様に主張している通り、 NTT東西殿のサービスの再販に過ぎず、サービスはNTTフレッツと同じものであり、料金もNTT東西殿の卸価格に大きく左右される
- 「サービス卸」には、他の競合サービスへの移行を制限する条項もあり、「サービス卸」による囲い込みが進めば、「接続」での競争がより一層困難になる
- 速度、品質、宅内装置等におけるサービスの多様化・競争の促進のためには、 「接続」方式の拡大が不可欠であり、今回の見直しにおいては「接続」方式の利用拡大につながる政策(接続料体系の見直し)を行うべき

5. 接続料の算定方法見直しの案について

新規参入を促進するためには、

- ●「接続」方式の参入障壁となっている収容率に依存する料金体 系の見直しが必要
 - ✓ 現状、「接続」は光配線区画の物理的制約や運用上の課題等により、容易に収容率が向上できない構造にあり、特に新規参入事業者にとっての負担が大きい
- ●「卸」の料金がNTT東西殿の高い収容率を前提に、「ユーザ単位」 で設定される一方、接続料が「芯線単位」のまま設定され「接続」 が費用負担面で不利となる状況は解消する必要がある
 - ✓ ユーザ単位で設定される「サービス卸」の料金より不利な条件では、設備投資を必要とする「接続」への参入が促進されない
 - ✓ 主端末回線に加え、コアNW、分岐端末回線、宅内装置等を含め、「接続」の方が 「卸」の料金と比較し、低廉であることが必要

6. 事業者提案B(個別費用毎の負担方法見直し)について

- 電柱・土木設備や未利用芯線のコストは、カバーするエリアの需要を満たすよう に敷設されるケーブル種別・ケーブル長・ケーブル本数等の複合的な要素によ り決定されるもの
- また、共通経費も、業務量や拠点数等の複合的な要素により決定されるもの
- 現状、第二次答申後の取組が効果を上げていないことや、「サービス卸」が開始されたことから、現行の接続料算定方法では、「接続」が不利な条件になっている状況
- 上記を踏まえ、費用の発生態様の観点だけでなく、社会的経済的合理性の観点から、競争を促進するために電柱・土木設備や未利用芯線の費用の負担方法をユーザ単位に見直すべき

<費用負担の見直し案>

① 電柱・土木設備、共通経費

- ② 未利用芯線
- ③ 利用芯線

【現行】

芯線単位 芯線単位

芯線単位

【見直し後】

ユーザ単位

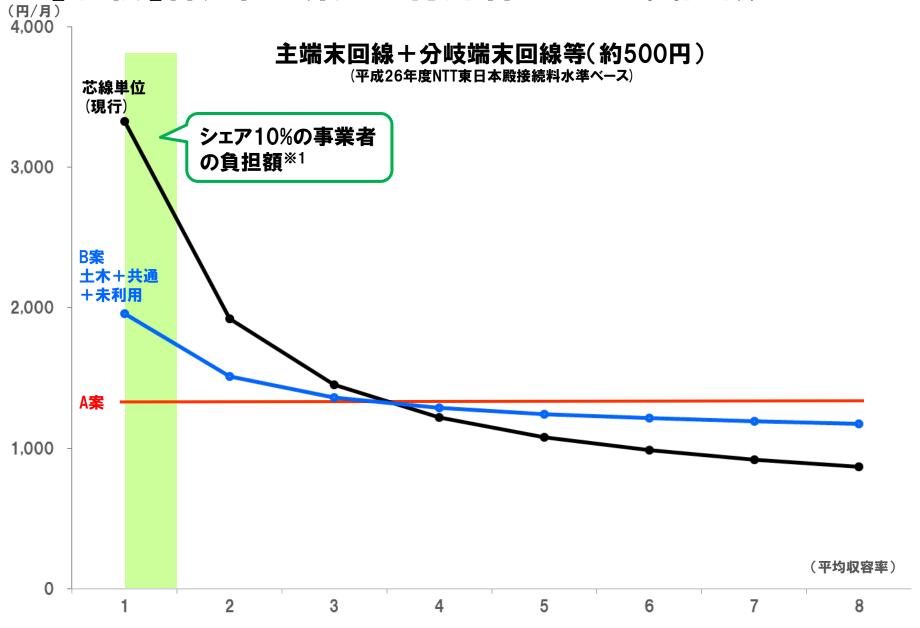
ユーザ単位

芯線単位

7. まとめ(当社要望事項)

- 「接続」による新規参入を容易にするため、公正性・適正性の観点から、NTT東西殿の設定した光配線区画の広さ(区画内の世帯数の多寡)に依存しない、平均収容率に基づく1ユーザあたりの接続料設定(事業者提案A)を要望いたします
- 仮に、事業者提案Bが採用される場合についても、少なくとも電柱・土木設備や未利用芯線等の費用の負担方法をユーザ単位に見直して頂きたいと考えます

【別紙】各見直し案の1利用者あたりの負担額イメージ



※1 マンションを除く光配線区画当たり世帯数20~30戸(想定)×超高速ブロードバンド利用率約50%×シェア10%=1~1.5収容